第四十九条　法別表第二の九十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項の費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

ロ　当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報

二　［略］

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

ロ　当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第五十三条　法別表第二の百六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　学資金申請者に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に関する情報

ハ・ニ　［略］

ホ　学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る生活保護実施関係情報

ヘ　学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る市町村民税に関する情報

ト　学資金申請者の生計を維持する者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

チ　学資金申請者の生計を維持する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

リ　学資金申請者の生計を維持する者に係る児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報

ヌ　学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ル　学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る失業等給付関係情報

ヲ　学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る年金生活者支援給付金関係情報

ワ　学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

［号の細分を加える。］

第四十九条　法別表第二の九十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項の費用負担の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

［号の細分を加える。］

二　［同上］

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る患者又は当該患者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

［号の細分を加える。］

第五十三条　法別表第二の百六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ・ハ　［同上］

ニ　学資金申請者の生計を維持する者に係る生活保護実施関係情報

ホ　学資金申請者の生計を維持する者又はその配偶者に係る市町村民税に関する情報

［号の細分を加える。］

ヘ　学資金申請者の生計を維持する者に係る国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

［号の細分を加える。］

ト　学資金申請者の生計を維持する者に係る雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報

［号の細分を加える。］